



# The NEXT

令和7年11月号

<https://www.kbkbeauty.jp>  
[www.facebook.com/kbkbeauty](http://www.facebook.com/kbkbeauty)

神奈川県美容業生活衛生同業組合発行 ■ 令和7年11月15日（毎月1回15日発行） ■ 発行人／中野利彦・編集人／白水秀毅  
 〒231-0058 横浜市中区弥生町2-15-1 ストークタワー大通り公園Ⅲ202号 TEL (045) 261-0131(代表)・FAX (045) 250-0144 mail:kbk@kbkbeauty.jp

## NEXT俱楽部

### 組合外イベントとのタイアップ

定例会では忘年会の企画、来年度日帰りツアー企画などについて話し合いを進めている中、10/14（火）は川崎溝の口美容師ナイト vol.3にお邪魔して来ました。NEXT俱楽部としては珍しい組合外イベントとのタイアップと言う事で、短い期間ではあったものの運営面でのアドバイスなど新鮮な話し合いが出来、ささやかながらイベントに貢献できたのでは無いかという印象。



組合を盛り上げ若い組合員の参加を強化する我々としてはほぼ着手したことのない分野であるお店のブランディング、リクルートをコンセプトとした試みがどんな形を織りなすのか、大変楽しみな今回のタイアップでしたが、会場は満員の盛況ぶりで青年部のはずのNEXT部員も平均年齢の低さとテンションの高さに圧倒されて大盛り上がりの中、無事閉幕となりました。参加して頂いた皆さまには深く御礼申し上げます。

本格的なサポートは来季以降となる予定ですが今後の展開に注目のイベントです。一緒に活動をしてみたいという方はNEXT俱楽部へのご加入お待ちしております。



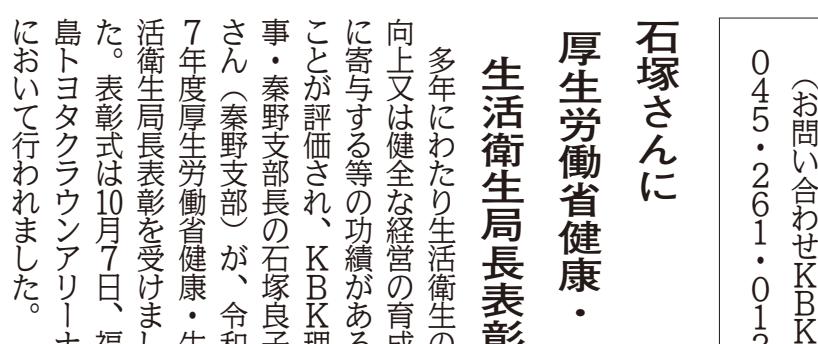
NEXT俱楽部  
公式LINE  
QRコード

## 第53回

(福島県)

# 全日本美容技術選手権大会

### フリースタイルカット競技・カットバトル競技に3名が入賞



10月7日、福島トヨタクラウンアリーナにて行われた第53回全日本美容技術選手権大会で神奈川県の選手が健闘しました。今大会ではカット&ブリーチ、フリースタイルカット、カットバトル（オープン競技）に15名が出

クラウンアリーナにて行

入賞者は次のとおり。  
△フリースタイルカット

入賞／

田中理紗（横浜中央）  
△カットバトル（オープ

ン競技）優秀賞／  
杉山咲絵（一般）

造田彩湖（一般）  
△会費1万7000円  
詳しく述べは今月のメール便をご覧ください。申込み切11月24日（月）  
て開催いたします。  
13日（火）、横浜ベイホテル東急にて開催いたします。  
令和8年KBK賀詞交歓会を1月13日（火）、横浜ベイホテル東急にて開催いたします。  
（お問い合わせKBK事務局  
045-261-0131）

### KBKの主な事業

- (9月)
- ▽16日 衛生水準の確保・向上事業推進会議（神奈川県中小企業共済会館）
  - ▽16日 横浜市美容連絡協議会懇親会（パセラ関内）
  - ▽16日 アカデミーアップコース①（KBK研修スタジオ）
  - ▽18日 全美連共済委員会（連合会研修室）
  - ▽25日 全美連評議認定制度運営委員会（連合会役員室）
  - ▽30日 KBK理事会（リモート会議）
- (10月)
- ▽3日 労働保険研修会

- ▽6日 (万国橋会議センター) 全美連理事会・臨時総会（コラッセふくしま）
- ▽7日 第53回全日本美容技術選手権大会（福島トヨタクラウンアリーナ）
- ▽7日 KBK月末監査（KBK事務所）
- ▽7日 アカデミー着付けコース①（KBK研修スタジオ）
- ▽10日 KBK常任理事会（KBK研修スタジオ）
- ▽14日 KBK中間監査（KBK事務所）
- ▽14日 アカデミーカットコース②（KBK研修スタジオ）

### 組合加入（10月15日まで）

10月15日現在 組合員数 1,186名

2023.7 DEBUT  
MINIMAL SALON UNIT ONE  
ONE CHAIR, for ALL.

この一台は、  
すべてを叶える。

MINIMAL SALON UNIT ONE の  
製品情報はこちらから  
<https://www.tb-net.jp/product/shampoo/one.html>



美しい人生を、かなえよう。

TAKARA BELMONT

お客様センター ☎ 0120-596-348

### 全美連総合福祉共済制度にご加入のみなさまへ

福祉共済の掛金について、法人が役員・従業員の掛金を負担したときは全額損金に、個人事業主が従業員の掛金を負担したときは全額必要経費に算入できます。（証明書の必要はありません）  
また、加入者個人が負担したときは生命保険料控除（新区分・一般保険料）の対象となりますので払込証明書をご希望の方はKBK事務局（045-261-0131）までご連絡下さい。（他の生命保険等で40,000円を控除された場合は申告および証明書は必要ありません。）  
なお一度ご連絡いただきましたら翌年より毎年お送りいたします。

